

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項への外国人等が占める議決権の割合等の追加等
担当部局	総務省情報流通行政局放送政策課 電話番号:03-5253-5381 e-mail:housou-hourei@soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年1月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現行制度】 電波法(昭和25年法律第131号)及び放送法(昭和25年法律第132号)は、基幹放送の業務や認定放送持株会社の認定及び無線局の免許等において、外資規制(国籍規制、役員規制及び出資規制)を設けている。 具体的には、これらの認定又は免許(以下「認定等」という。)の申請において外資規制等を「欠格事由」として審査し、外資規制等に適合していない者には認定等を与えないこととし、また、認定等を受けた後に外資規制等に違反した場合には、総務大臣はその認定等を取り消さなければならないと規定されている(絶対的欠格事由)。 他方、基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者が間接出資規制に違反した場合に限り、違反の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、期間を定めて取り消さないこととできる是正措置が設けられている。</p> <p>【現行制度の課題】 現行制度では、外資規制の基準に用いられる外国人等が占める議決権の割合や外国人等の役員に関する事項(以下「議決権割合等」という。)が、認定等の申請書や添付書類の記載事項として法律において明文上位置づけられておらず、また、議決権割合等に変更があった場合には、認定放送持株会社を除き、法律で届出義務が課されていないため、総務大臣は、外資規制の適用を受ける者のその適合性や遵守状況を十分に把握することができない状況にある。 また、外資規制に違反した基幹放送事業者や認定放送持株会社、外資規制の適用を受ける無線局の免許人(以下「基幹放送事業者等」という。)に対して、一律に認定等を取り消すこととすれば、基幹放送事業者等が行う基幹放送の受信者の利益や公共の利益が失われるおそれがあり、放送やサービスを継続しながら違反の是正を求める措置の整備が必要である。</p> <p>【規制を実施しない場合の予測(ベースライン)】 上記の現行制度における課題に対して、認定等の申請時において議決権割合等を申請書の記載事項とせず、また、議決権割合等に変更があったときの届出を義務化しない場合、基幹放送事業者等の外資規制違反が看過され、違反した基幹放送事業者等に対して迅速な対応が困難となる。 また、外資規制に違反した者に対して、放送やサービスを継続しながら違反の是正を促す措置を整備しない場合、違反した基幹放送事業者等の認定等が一律に取り消されることとなり、基幹放送の受信者や無線サービスの利用者が予期せぬ不利益を被るおそれがある。 これらの規制措置を講じなかった場合の影響については現在においても生じているものであり、その影響は5~10年経過後も変わるものではないことから、現状をベースラインとするものである。</p> <p>【規制の内容】 基幹放送事業者等に係る外資規制に関する制度について、以下のとおり整備する。 (ア) 議決権割合等について、認定等の申請書又は申請書の添付書類の記載事項として法律上位置付けた上で、議決権割合等に変更があった場合には、届出義務を課し、その違反は罰則で担保する。 (イ) 外資規制違反に対し、一定の要件を満たす場合に、期間を定めてその是正を求める措置に係る制度を整備する。 (ウ) 外資規制違反の防止を図るため、社会的影響力が相対的に低い一部の者(出資規制1/3以上の者:衛星基幹放送・移動受信用地上基幹放送の基幹放送局提供事業者、及び基幹放送局以外の一部の無線局の免許人等)を除き、外資規制の遵守のために講じた措置の実施状況などを定期的に報告させることとする。</p>
規制の費用	
(遵守費用)	<p>【記載事項の追加及び議決権割合等の変更があった場合の届出等関係の遵守・実施費用】 上記(ア)の規制に関して、議決権割合等は総務省令の定めにより認定等の申請書又は添付書類の記載事項として現行制度においても提出を求めており、また、変更届出についても総務省令等で規定されているものであって、本規制はこれに法律上の位置付けを与えるものであることから、基幹放送事業者等において新たな負担や費用が発生するものではない。</p> <p>【期間を定めて違反の是正を求める措置関係の遵守・実施費用】 上記(イ)の規制に関して、現行制度下でも基幹放送事業者等が外資規制に違反した場合には、当該違反をした者はその違反の状態を是正しようとする例が見受けられ、その際には是正に係る費用が発生するものであることから、本規制は特段の費用の増加を伴うものではない。</p> <p>【外資規制の遵守のために講じた措置の実施状況などの定期的な報告】 上記(ウ)の規制に関して、基幹放送事業者等においては従来から必要に応じて外資規制の遵守のための措置を講じているものであり、単に実際に講じた措置を報告させるに過ぎず、基幹放送事業者等に対して何らかの措置を講じることを新たに求めるものではないことから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出用の書式への記入等が想定される。</p>
(行政費用)	該当なし。
規制の効果(便益)	
(直接的効果(便益))	-

	(副次的・波及的な影響)	該当なし。
費用と効果(便益)の関係	-	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 本規制の改正にあたっては、総務省において開催した「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」により議論が行われ、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」(令和4年1月21日)として改正の方向性が示されている。本規制は、この方向性に沿ったものとなっている。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 本改正について施行後5年を目途に事後評価を実施する。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 「遵守費用が推計された」上記(ウ)の定期的な報告については、規制の妥当性を事後評価において検証するため、定期的な報告に先立つ問合せ件数や、対象事業者へのヒアリング等を通じて、当該報告に伴い発生した費用等を確認し、事後評価の指標とする。</p>	
備考		